新・人間裁判を勝利しよう！
２０１６年１２月１１日　１１５号

生活保護制度を良くする会
ニュース

事務局　道生連
電話　011-736-1722
ﾌｧｯｸｽ　011-736-1688
ﾒｰﾙ　seihoyokusurukai@herb.ocn.ne.jp

12月７日（水）に行われた「新・人間裁判」の第９回口頭弁論の内容について、弁護団の吉田玲英弁護士にまとめてもらいました。

めっきり冬の訪れが感じられるようになった１２月７日、札幌地方裁判所８０５号法廷で新・人間裁判の第９回口頭弁論期日が行われました。今回は、５月１２日に提訴した第２次訴訟の初回期日も行われました。

法廷では、原告団からは上野英博さんと船山晃さん、弁護団からは小林直毅弁護士、竹信航介弁護士、長坂貴之弁護士が意見陳述を行いました。

上野さんは、下請け企業で貯金をすることもできず、リストラを受け、生活保護に頼るしかなくなってしまいました。船山さんは、真面目に働いて独立までしましたが、身内の方を次々と亡くしたショックや、多数の病気が発症してしまったため働けなくなってしまいました。真面目に働いていても生活保護に頼らなくてはいけない生活となる可能性は誰にでもあるのだということが強く感じられる意見陳述でした。

小林弁護士は、生活保護の金額を決める計算式が不当であることを訴えました。国は、様々な計算方法を複雑に組み合わせることにより、物価が下がっているかのように見せかけ、生活保護費を減額しようとしているのです。このような計算方法は、これまで使用してきた計算方法と異なる、新たに採用された理論的根拠のない計算方法ですので、生活保護費の減額を目的として採用されたものであり裁量を逸脱した行政処分としか考えられません。

竹信弁護士は、保護費引き下げがどんな場合に違法になるのかを、判例などに触れつつ述べました。国は、生活保護費は、広い裁量を使って決めることができると主張していますが、あくまでも生活保護基準部会の専門技術的な検討に基づいた範囲でしか裁量は認められず、生活保護基準部会の検討に基づかずになされた今回の引き下げは違法であることが明らかです。

長坂弁護士は、国際人権規約に照らしても、今回の引き下げは許されないものであることを述べました。国際人権規約（社会権規約）では、生活保護費のような制度を後退させることは原則として許されず、引き下げる場合は正当な理由や慎重な手続が必要とされます。今回の引き下げは、正当な理由も慎重な手続もないのになされたものですので、社会権規約に反することは明らかです。

これらの主張に対し、国も改めて反論を行うということを述べました。

来年は、生活保護受給者の生活実態を調査した学者の意見書が完成し、それに基づく主張を行います。そして、いよいよ尋問が始まり、生活保護受給者の生活の実態を、法廷で直接証言することとなる可能性もあります。皆様是非とも積極的に参加し、国を謝罪まで追い込みましょう！

次回口頭弁論は３月１日（水）午後１時３０分です。多数の皆様の傍聴をお待ちしております。

新・人間裁判　第10回口頭弁論

札幌地裁宛署名を集めましょう！

2017年3月1日(水)
・12:40　札幌地方裁判所前に集合
・13:30　口頭弁論開始
・14:00　報　告　会
札幌市教育文化会館・３０５研修室